

第 8 章 その他の活動状況等

第 1 一般からの情報の受け付け

1 情報の受付体制

一般から監視委員会に寄せられる電話、来訪又は文書による情報は、検査、取引審査及び犯則事件の調査の端緒としての有用性が見込まれるため、監視委員会では、情報受付体制等の整備を図り、発足以来、積極的に一般からの情報を受け付けている。

2 情報の受付状況等

監視委員会が、本公表の対象期間において受け付けた一般からの情報は、403件であり、内訳は、電話234件、文書123件及び来訪46件となっている。

情報の内容は、証券会社との取引上のトラブルに関するものや株価操作の疑いがあるというような個別銘柄に関するもののほか、監視委員会や行政全般に対する意見など多岐にわたるが、大別すると、以下のとおりである。

個別銘柄に関する情報	134件
証券会社の営業姿勢等に関する情報	183件
監視委員会や行政に対する意見・問い合わせ等	86件

また、受け付けた情報は、検査、取引審査及び犯則事件の調査の各部門の業務において活用している。

なお、寄せられた情報のうち、証券会社と投資者との間のトラブル等に関するもので具体的な解決等を求めているものについては、日本証券業協会において苦情処理体制が敷かれていることから、適

宜、同協会の証券苦情相談室を紹介するなどの対応を行っている。

第 2 海外の証券規制当局との連携

証券取引の国際化の進展に伴い、国境を越えた証券取引が増大しており、国境を越えたレベルで、各国市場の公正を害する行為も発生している。このため、国内市場の公正性確保の上でも、法務執行分野における国際的な協力及び連携強化が益々重要な課題となっている。

このような状況を踏まえ、監視委員会は、平成5年10月、証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力をめざして活動している証券監督者国際機構（IOSCO：International Organization of Securities Commissions）に加盟し、メキシコシティで開催された第18回年次総会に出席したところであり、今年東京で開催される同機構の第19回年次総会では、大蔵省証券局とともに主催者としての役割を務めることとなっている。

（注）IOSCOには、68か国・州・地域から110機関が加盟。

また、5年11月にはワシントンで開催された日本と米国証券取引委員会（SEC：Securities and Exchange Commission）との定期協議に大蔵省証券局とともに参加し、6年4月には、日本で開催された米国SEC、英国大蔵省及び英国証券投資委員会（SIB：Securities and Investments Board）と日本の規制当局との会合（いわゆる三極会合）に参加して意見交換を行っている。

今後とも、IOSCOの場や各国規制当局との2国間協議あるいは多国間協議の場において、情報交換や意見交換を積極的に行っていく予定である。

第 3 監視体制の充実

監視委員会は、平成4年7月に設置された新しい組織であり、これまで研修やオン・ザ・ジョブ・トレーニングを通じて職員の資質の向上に努めるとともに、ノウハウの蓄積等を図ってきており、研修については、人事異動直後に集中研修を行うほか、証券会社等の検査を行う検査官のうち主任クラスを対象とした研修も実施している。さらに、海外の市場監視のノウハウや手法を研究するため、米国SECや米国商品先物取引委員会（CFTC：Commodity Futures Trading Commission）の研修にも職員を派遣している。

また、組織面については、深度ある検査・調査等を実施するため、その充実・強化に努めてきており、監視委員会事務局の定員については、平成6年度予算において犯則事件調査体制の充実のため、証券取引特別調査官2人の増員が認められた。さらに、財務局における監視体制を強化するため、関東財務局及び近畿財務局に証券取引等副監視官各1人の設置が認められた。